

令和5年度 富士見町 ごみ収集計画表

★ごみは決められた区分で分別し、決められた収集日・収集場所に出してください。

(不明な点は下記へお問い合わせください)
 ●富士見町役場 ☎62-2250(代)
 建設課生活環境係 ☎62-9114(直)
 ●諏訪南清掃センター ☎71-1633
 ●諏訪南リサイクルセンター ☎78-3688

区分 主なごみの内容・注意点 収集区域 収集日・指定日

燃えるごみ (資源物で出せるものは除く)

●家庭系可燃ごみの減量目標：1人1日の排出量 300g (収集日の朝6時～8時までにしてください)
 ◎燃えるごみの「指定袋」に名前を書いて出してください。必ず指定袋を使ってください。

生ごみ

- 残飯 ●野菜くず
- 水をよく切って出してください。
- ◎生ごみはできるだけ自家処理をお願いします。
- ◎全町対象家庭系生ごみ分別収集もご利用ください。

コンポストや電気式生ごみ処理機を購入すると、町から補助が受けられます。

紙くず

- 紙くず ●ちり紙
- 資源物で出せない紙

革・ゴム類

- カバン
- くつ

植木・草

- 長さ 50cm以下
- 束 30cm以内
- 太さ10cm以内の枝、荷札等で記名束ねて名前をつければ、束のまま出せます。(1回に3束まで)

指定袋

燃えるごみ収集袋

富士見町・原村

富士見地区・下蔦木・上蔦木 神代・平岡・机・先能・瀬沢	毎週 月曜日	祝日も収集します
乙事・立沢・瀬沢新田・桜ヶ丘 富里・富士見台	毎週 火曜日	
境地区・烏帽子 富士見高原ペンション	毎週 水曜日	

【全町対象】	収集日	収集場所	収集時間
燃えるごみ収集 家庭系生ごみ分別収集	毎週月曜日 (祝日も実施)	役場裏駐車場 (第2体育館駐車場)	午前9時～ 12時30分

燃えないごみ (資源物で出せるものは除く)

◎燃えないごみは必ず袋等から出し、バラバラにして「不燃物コンテナ」に入れてください。

ガラス類

- ガラス(少量)
- 電球(LED電球)
- 食器

陶磁器類

- 湯飲み ●カップ
- 皿 ●茶わん

金属類(30cm以下)

- なべ ●やかん ●ガスケット
- フォーク ●ナイフ ●王冠
- 金属キャップ

小型家電製品(30cm以下)

- 携帯電話 ●電話機 ●携帯音楽プレーヤー
- デジタルカメラ ●懐中電灯 ●USBメモリ
- 時計 ●理美容機器 ●電卓 ●ラジオ

※電池・バッテリー等は外して出してください。

不燃物コンテナ

燃えないごみ収集場所

資源物で出せる缶類・危険物・有害物や中身が入っているものは絶対入れない

不燃コンテナには、いつでも出せます。

乙事・立沢・瀬沢新田・桜ヶ丘 富里・富士見台 境地区・烏帽子 富士見高原ペンション	毎週 木曜日
富士見地区・下蔦木・上蔦木 神代・平岡・机・先能・瀬沢	毎週 金曜日

粗大ごみ

◎アスベストを含有する家庭用品は、出さないでください。
 ◎各粗大ごみ収集場所で、燃やす粗大ごみ・木製家具類と燃やさない粗大ごみに分けて出してください。

収集しない家電製品

以下の6品目は、購入したときの小売店、または買い替えのときの販売店などに、引き取ってもらいましょう。(町では収集しません)

- 冷蔵庫 ●冷凍庫 ●テレビ ●洗濯機
- エアコン ●衣類乾燥機

燃やす粗大ごみ・木製家具類

- ふとん類 ●じゅうたん ●カーペット
- マットレス(スプリングのない物)
- よしず
- 木製家具類(イス・机・タンスなど)

※木製家具の金属やガラス、鏡などは外す。

燃やさない粗大ごみ

- ガスレンジ ●自転車 ●かさ ●掃除機
- スチール製品(イス・机・棚など)
- パソコン ●スキー・スノーボード
- ポリバケツ ●プラスチック・そり

スプリングのあるマットレス・イス・ソファ等及びオルガンは直接、諏訪南リサイクルセンターに持ち込んでください。

◎大きさは縦80cm以下、横60cm以下、長さ3m以下に出してください。

立沢・瀬沢新田・桜ヶ丘	4月 3日 6月19日 9月11日 1月 9日
乙事・小六・高森・烏帽子 富士見高原ペンション	4月10日 6月26日 9月19日 1月15日
信濃境・池袋・田端・先達・葛蓬	4月17日 7月 3日 9月25日 1月22日
下蔦木・上蔦木・神代・平岡 机・先能・瀬沢・富士見台	4月24日 7月10日 10月 2日 1月29日
富士見・富里・横吹・桐沢 希望ヶ丘	5月 1日 7月18日 10月10日 2月 5日
御射山神戸・栗生・大平・松目 原の茶屋・花場・休戸	5月 8日 7月24日 10月16日 2月13日
若宮・木之間・とちの木・南原山 富原・富士見ヶ丘・塚平・富ヶ丘	5月15日 7月31日 10月23日 2月19日

資源物

◎地区によって「出せる時間」が違います。リサイクル推進指導員が立会いしている時間内に出しましょう。

区分	びん類	紙類	布類	缶類
分け方	●無色透明びん(白色びんも含む) ●茶色びん ●その他色びん	●新聞・新聞折込チラシ ●雑誌類 ●ダンボール	●古着・古布 衣類、綿製品、布ざれ、シーツ、タオルなど	●アルミ缶 ●スチール缶 ●スプレー缶
出し方	1.王冠、キャップ、内ぶた、ワインの鉛などを取り外す 2.中の異物を取り除く 3.中を洗う	1.中を洗う 2.平面に切り開く 3.乾かす	1.洗濯をする 2.乾かす 3.十文字に束ねる	1.飲料缶、缶詰の缶等は中を洗う 2.缶のフタ等は本体に入れて出す 3.缶をつぶさずに出す 4.スプレー缶は空であることを確認する(穴は開けずに出すことができます)
注意点	※ビールびん、一升びんなどの繰り返し使えるびんはできるだけ販売店や学校の産物回収に出しましょう。	※内側にアルミコーティングされているパック ●燃えるごみ	※紙以外の物を混ぜない ●燃やさない粗大ごみ	※汚れが落ちない缶 ●燃えないごみ ※単体の金属性のフタ、フルトップ ●燃えないごみ

区分	ペットボトル	プラスチック類	蛍光灯・水銀体温計	乾電池	天ぷら油(食用廃油)
分け方	●ペットボトル 清涼飲料・酒類 しょう油など	●容器包装プラスチック ●白色トレイ(食料品)	●蛍光灯・水銀体温計 直管・丸型・電球型蛍光灯・水銀体温計	●乾電池 一回限りの使い切り乾電池	●天ぷら油(食用廃油) なたね油、大豆油
出し方	1.キャップ、ラベル、取っ手等を取り除く 2.中を洗う 3.乾かす	1.ラップやテープを取り外す 2.水洗いする 3.乾かす	1.ケースに入れているため購入した時のケースに入れてください。	1.天ぷら油、底に残ったラードなどを取り除く 2.空きビン、PETボトルなどの適当な容器に移す	※回収できない油の種類 鉱油、牛油、豚油(ラード) パーム油、ヤシ油など
注意点	※調味料、油、洗剤、シャンプーなど塩化ビニル製の容器 ●容器包装プラスチック	※汚れがひどいもの、汚れが落ちないもの ●燃えるごみ	※割れた蛍光灯 ●燃えないごみ	※ボータル電池 ●燃やさない粗大ごみ	※家庭で保存に使った容器は「燃えるごみ」として出してください。

それぞれに「専用の収集容器」が各地区ごとの収集場所に置いてあります。間違わないように正しく入れましょう。

区分	無色びん	茶色びん	その他びん	新聞	雑誌	その他紙	段ボール	紙パック	ペットボトル	白色トレイ	布類	蛍光灯	乾電池	容器包装プラスチック	その他プラスチック	天ぷら油	アルミ缶	スチール缶	スプレー缶
収集容器	びん類 収集コンテナ	びん類 収集コンテナ	びん類 収集コンテナ	袋(フレコン)	袋(フレコン)	袋(フレコン)	袋(フレコン)	袋(フレコン)	袋(フレコン)	袋(フレコン)	袋(フレコン)	袋(フレコン)	袋(フレコン)	袋(フレコン)	袋(フレコン)	ポリ容器	袋(フレコン)	袋(フレコン)	袋(フレコン)

区分	本郷・落合・境地区	富士見地区
収集日	全品目 4月 6日(木) 缶・容器包装・その他プラ 4月20日(木)	全品目 4月20日(木) 缶・容器包装・その他プラ 4月 6日(木)

できない及びも処理

◎次の物は市町村では収集・処理できません。
 購入店、販売店、処理専門業者等で引き取ってもらってください。またはNTT発行の「タウンページ(職業別電話帳)」内に記載されている「廃棄物処理」欄の業者にお尋ねください。

●危険物・有害物

- 消火器 ●廃液・廃油 ●毒物
- 農薬 ●ガスボンベ ●医療廃棄物

●その他

- タイヤ・ホイール ●農業用ビニール類(ハウス用・肥料袋・マルチなど)
- ドラム缶 ●コンクリートブロック ●一斗缶(塗料・油類の残っている缶)
- ピアノ ●農機具 ●自動車部品 ●サッシ・建具類
- 工業機械 ●浴槽 ●畳 ●鉄筋 ●耐火金庫
- 建築廃材 ●ブルーシート

その他処理困難な物や多量のごみ

【全町対象】資源物分別収集

収集日	収集場所	収集時間
6月18日(日) 9月17日(日) 12月17日(日) 3月17日(日)	役場前駐車場	午前9時～11時

【全町対象】資源物ステーション

収集日	収集場所	収集時間
各地区の資源物収集日の前日(平日のみ)	役場裏駐車場(第2体育館駐車場)	午前10時30分～12時30分

《燃えるごみの収集が休みの日》

●日曜日
●年末年始(12月31日(日)～1月3日(水))

◎諏訪南リサイクルセンター(燃えるごみ・燃やす粗大ごみを除く物)
 ◎諏訪南清掃センター(燃えるごみ・燃やす粗大ごみのみ)

《事業所から出るごみ》お願い

工場・店舗・事務所などから出るごみは、法律で事業者が自らの責任で処理することになっておりますので、許可業者に委託するなど適正な処理をお願いします。

よく見える所に貼っておいてください。 ※再生紙を使用